

可児市空家等対策協議会の公開について（取扱い基準）

1 会議の公開について

可児市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。なお、会議の非公開の決定は、会長が行うものとする。

- （１） 可児市情報公開条例第 7 条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を協議する場合
- （２） 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を協議する場合

2 会議の傍聴について

- （１） 傍聴人の定員は概ね 10 人とする。ただし、会場の広さその他の合理的な理由がある場合、会長は傍聴人の数を増減することができる。
- （２） 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命じることができる。
- （３） 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。
- （４） 傍聴人の受付は会議の開催の当日、会議の開催の 30 分前から受け付ける。
- （５） 傍聴人には、委員と同様の資料を配布する。

3 傍聴人の制限について

次のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- （１） 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （２） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （３） はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （４） ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- （５） 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）
- （６） 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （７） 酒気を帯びていると認められる者
- （８） その他協議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

4 傍聴人の遵守事項について

傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- （１） 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- （２） 協議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

- (3) 談話をする、歌を歌う、大声で笑うなど騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないように電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。（報道関係者であって、会長の許可を受けた場合は除く。）
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は協議の妨害となるような行為はしないこと。

5 会議開催の周知について

協議会の会議の開催は、会長による招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員などの情報を市ホームページ等で周知を図る。

6 議事録について

- (1) 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。
- (2) 議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。
- (3) 議事録は、非公開情報を除き、公表するものとする。
- (4) 非公開情報の有無については、協議会終了時に確認するものとする。

7 その他

その他、この取扱い基準について、必要な事項が生じた場合は、会長が協議会に諮って定めるとともに変更する。

付 則

この基準は平成 29 年 1 月 23 日から施行する。